

平成26年度診療報酬改定の概要

(歯科診療報酬)

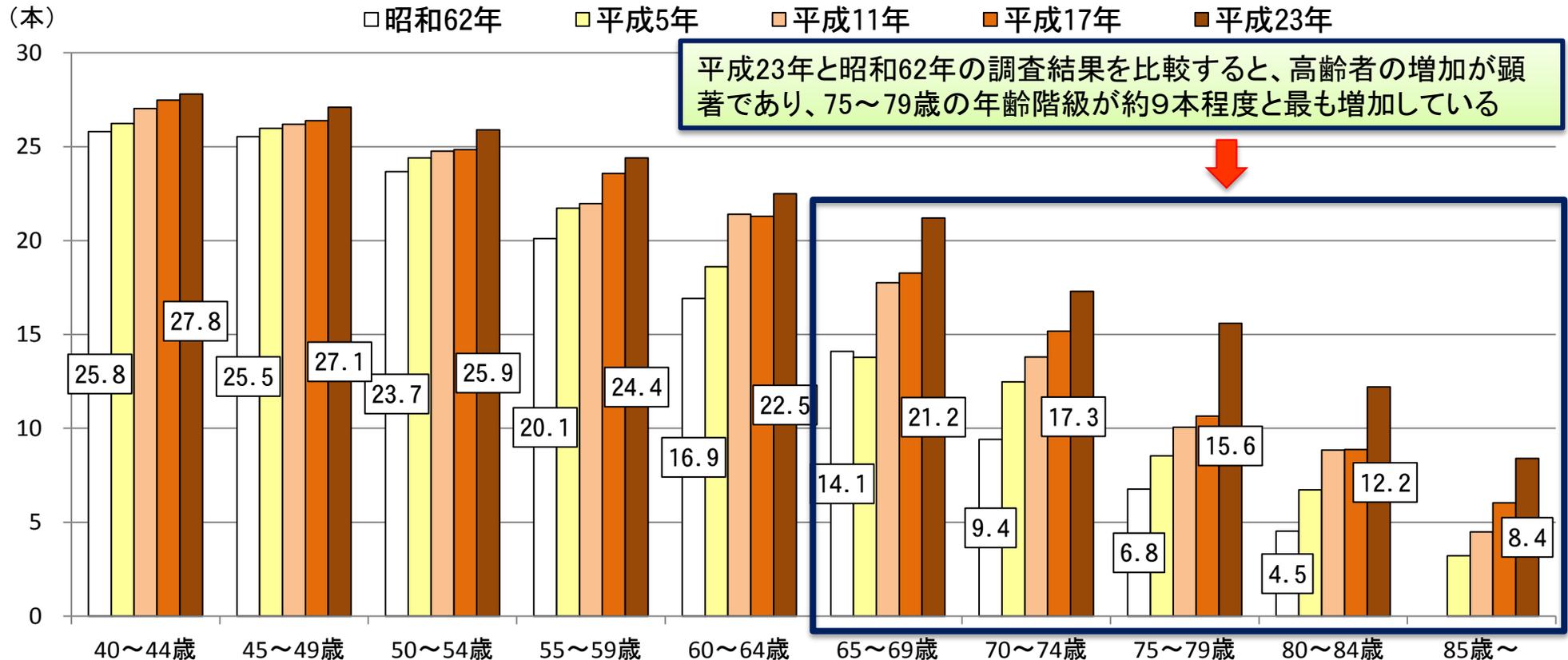
目 次

○歯科保健医療を取り巻く現状	(1ページ)
○平成26年度診療報酬改定の大枠	(6ページ)
○個別の診療報酬改定項目の概要	
➤重点課題	
(1)在宅歯科医療の推進等	(9ページ)
(2)周術期における口腔機能の管理等、医療機関相互の連携	(21ページ)
➤4つの視点	
(1)生活の質に配慮した歯科医療の推進	(28ページ)
(2)新規医療技術の保険導入等	(49ページ)
(3)先進医療の保険導入	(55ページ)
(4)患者の視点に立った歯科医療の充実	(60ページ)
(5)消費税8%への引上げに伴う対応	(62ページ)
○その他の項目	(65ページ)
○特定保険医療材料の見直しについて	(70ページ)
○附帯意見	(73ページ)

歯科保健医療を取り巻く現状

年齢階級別の一人平均現在歯数の推移

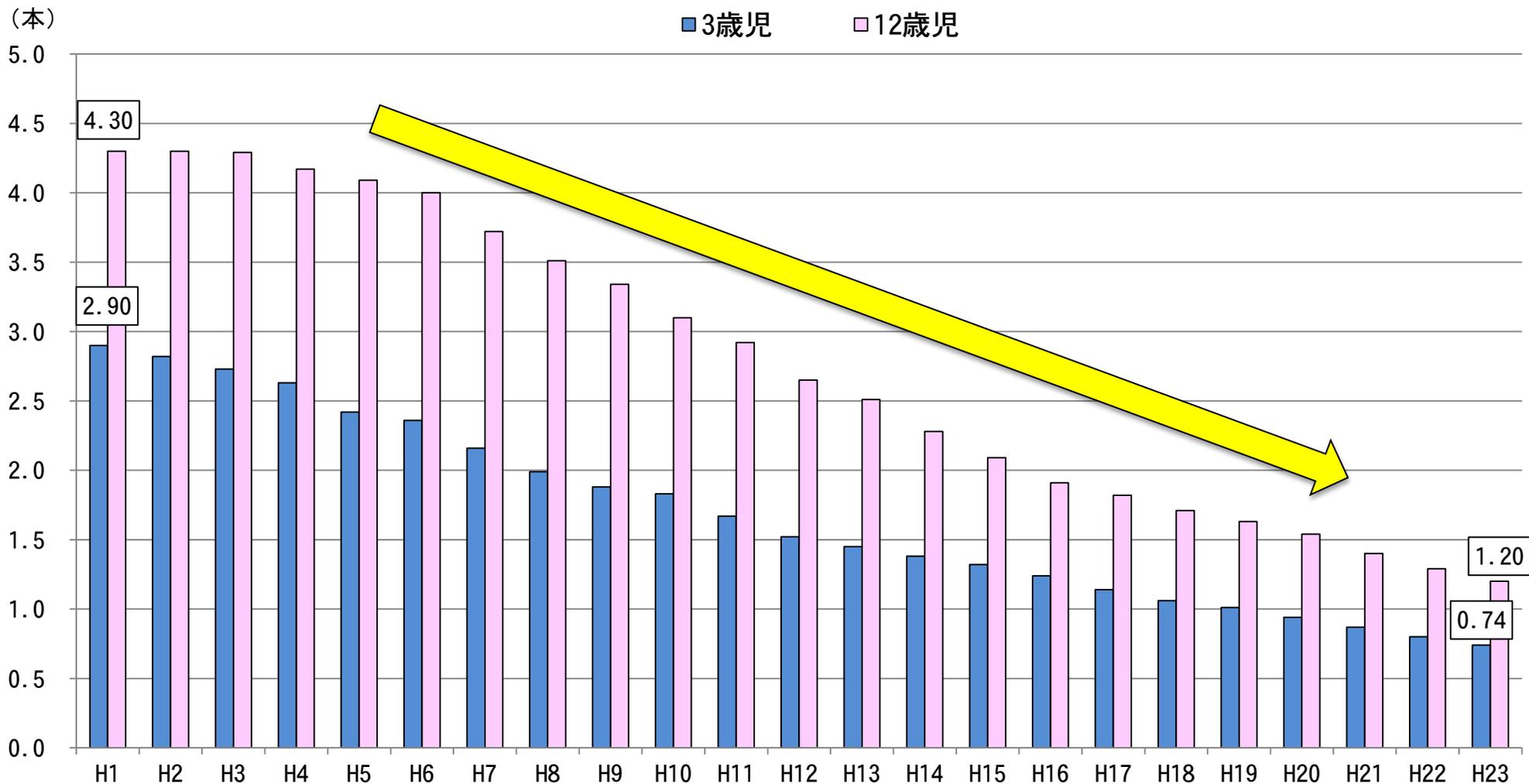
◇各調査年を比較すると、年齢階級別の一人平均現在歯数は増加傾向にあり、特に高齢者における増加が顕著である。



* 昭和62年の80-84の年齢階級は参考値
(80歳以上で一つの年齢階級としているため)

3歳児、12歳児の一人平均むし歯数の年次推移

- ◇3歳児の一人平均むし歯数は、2.90本(H1)→0.74本(H23)へと大きく減少。
- ◇12歳児の一人平均むし歯数は、4.30本(H1)→1.20本(H23)へと大きく減少。

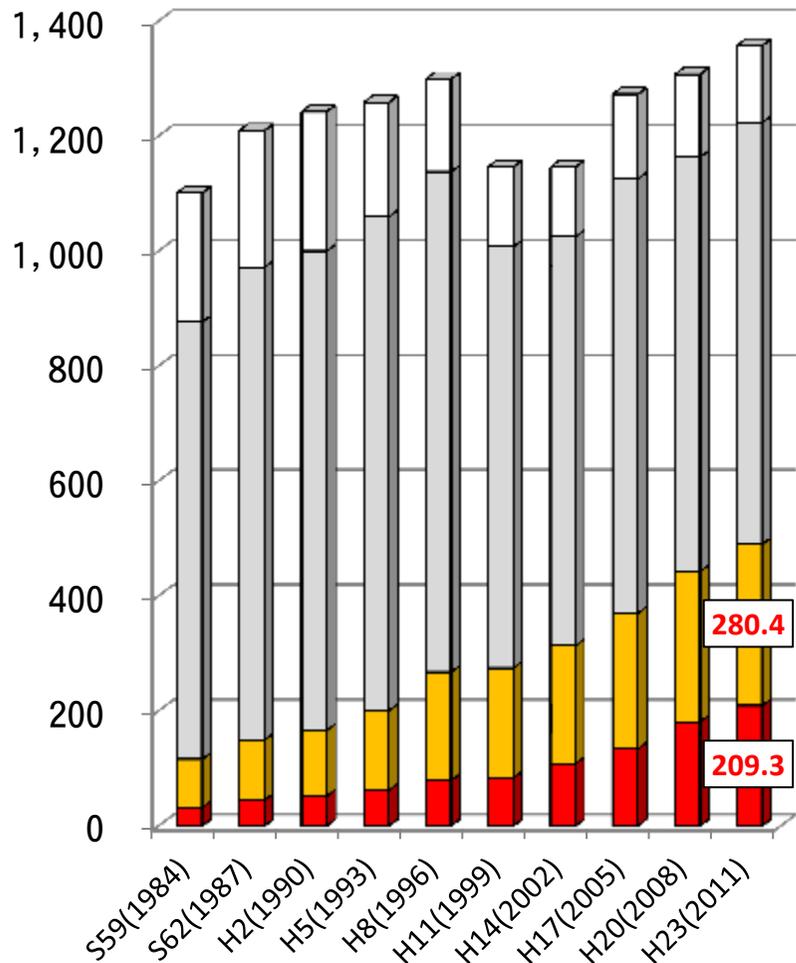


年齢(4区分)別の歯科診療所の患者数と割合

◇高齢化の進展に伴い、高齢者の歯科受診患者は増加しており、歯科診療所の受診患者の3人に1人以上が65歳以上。

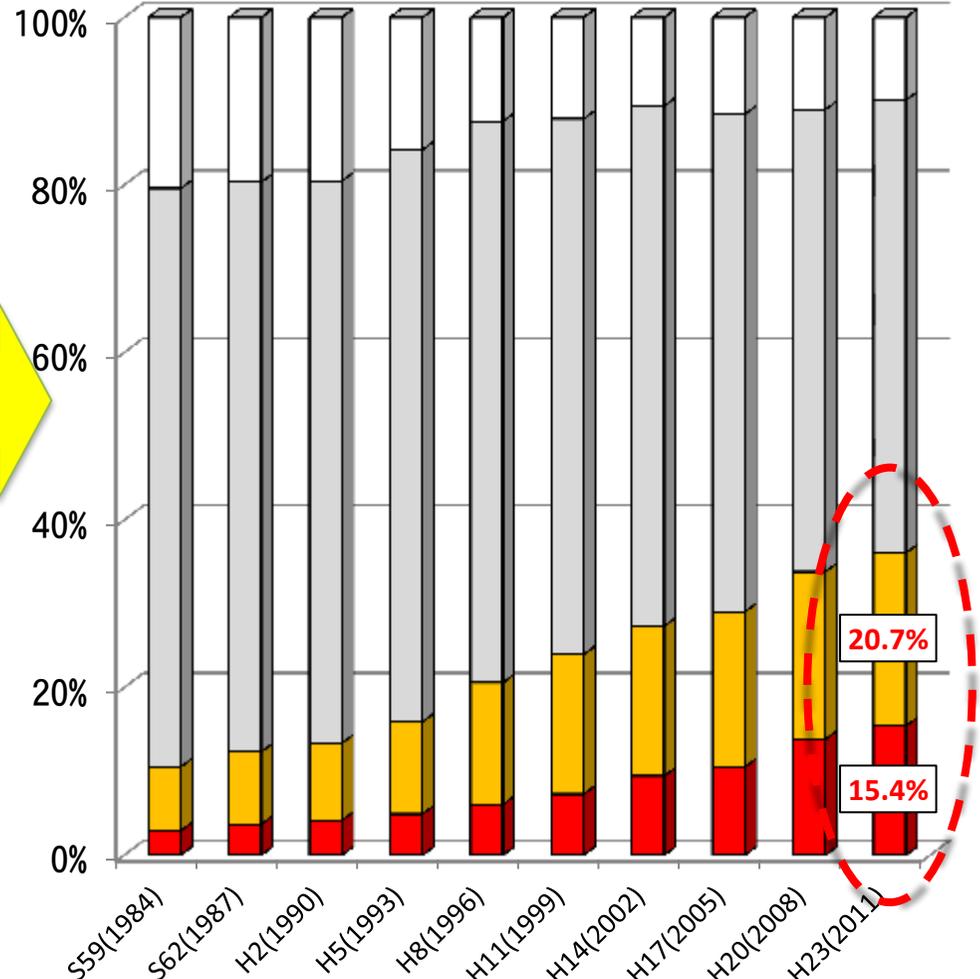
年齢(4区分)別の歯科診療所の推計患者数の年次推移

(千人) ■ 75歳～ ■ 65～74歳 □ 20～64歳 □ ～19歳



歯科診療所の推計患者数の年齢別構成割合の年次推移

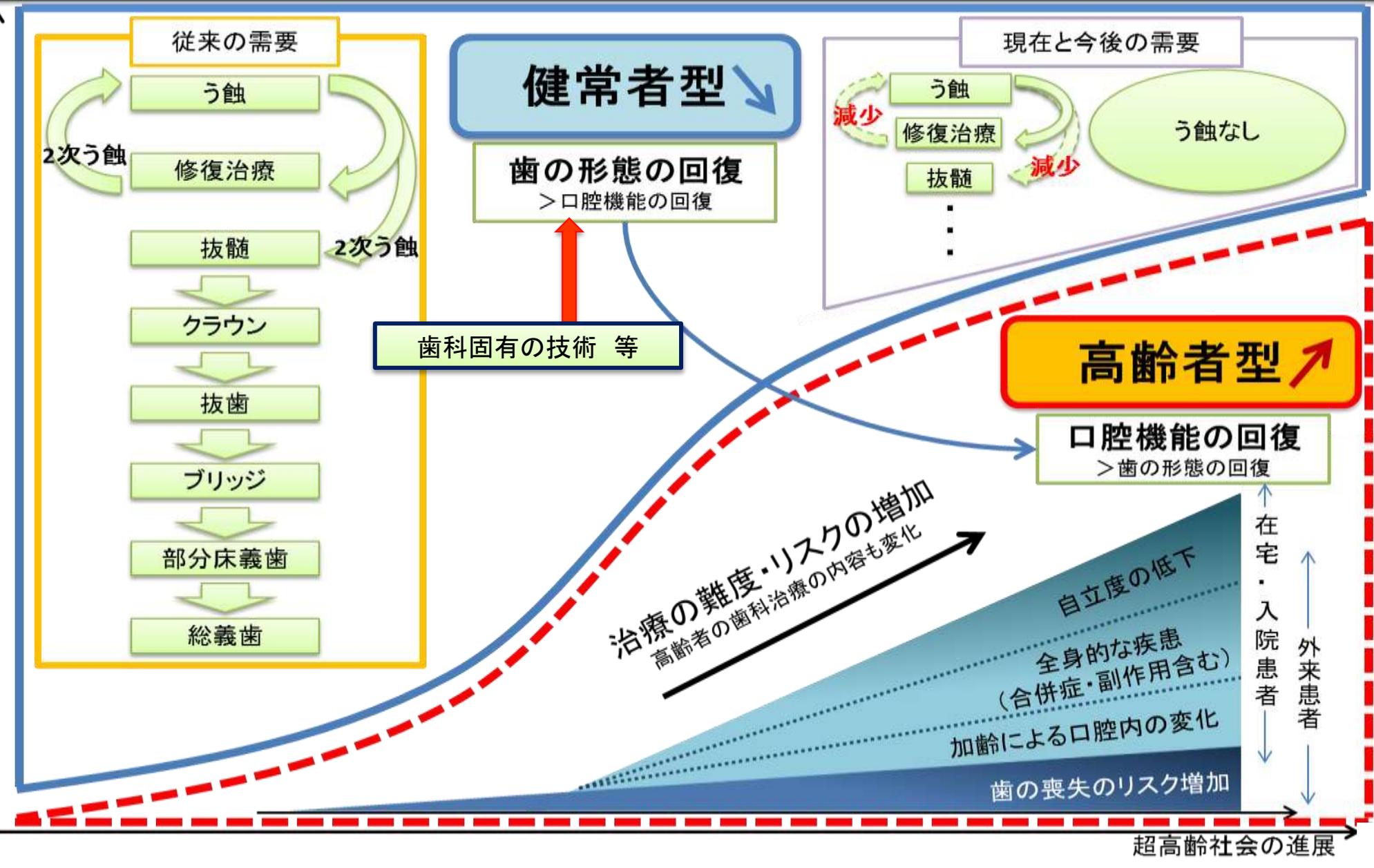
■ 75歳～ ■ 65～74歳 □ 20～64歳 □ ～19歳



注) 全国の歯科診療所を受診する1日当たりの推計患者数(左表)と全患者数を100%とした場合の割合(右表)

歯科治療の需要の将来予想(イメージ)

歯科治療の需要



平成26年度診療報酬改定の大枠

平成26年度診療報酬改定の概要

- ・ 2025年(平成37)年に向けて、医療提供体制の再構築、地域包括ケアシステムの構築を図る。
- ・ 入院医療・外来医療を含めた医療機関の機能分化・強化と連携、在宅医療の充実等に取り組む。

全体改定率 **+0.10%**

※ ()内は、消費税率引上げに伴う医療機関等の課税仕入れにかかるコスト増への対応分

診療報酬(本体) +0.73%(+0.63%) 【 約3,000億円(約2,600億円)】

医科	【	+0.82%(+0.71%)	約2,600億円(約2,200億円)】
歯科		+0.99%(+0.87%)	【 約300億円 (約200億円)】
調剤		+0.22%(+0.18%)	【 約200億円 (約100億円)】

薬価改定 ▲0.58%(+0.64%) 【 ▲約2,400億円(約2,600億円)】

材料価格改定 ▲0.05%(+0.09%) 【 ▲ 約200億円 (約400億円)】

※なお、別途、後発医薬品の価格設定の見直し、うがい薬のみの処方の保険適用除外などの措置を講ずる。

平成26年度診療報酬改定の概要(歯科)

		主な対応	
自立度の低下	在宅歯科医療の充実等	<ul style="list-style-type: none"> ◆在宅療養患者に対する訪問を中心に実施している歯科診療所の評価 ◆在宅歯科医療における医科医療機関と歯科医療機関の連携に係る評価 ◆歯科訪問診療2の見直し及び歯科訪問診療3の新設等 ほか 	
全身的な疾患	周術期口腔機能管理の充実等	<ul style="list-style-type: none"> ◆周術期口腔機能管理が必要な患者における医科医療機関と歯科医療機関の連携に係る評価 ◆周術期口腔機能管理を実施した患者に対する手術料の加算の新設等、周術期口腔機能管理の充実 	
生活の質に配慮した歯科医療の推進	加齢による口腔内の変化	正常な口腔機能の獲得・成長を促すための対応(小児期)	◆小児保隙装置の評価、小児義歯の適応拡大
		口腔機能の維持・向上を図るためにおける対応(成人期)	<ul style="list-style-type: none"> ◆舌接触補助床等の訓練の評価及び有床義歯の継続的管理の見直し ◆歯周治療用装置の要件の見直し ほか
		歯の喪失リスク増加	<ul style="list-style-type: none"> ◆歯周病安定期治療の評価体系等の見直し ◆フッ化物局所応用に関する評価の見直し ◆口腔機能の維持・向上、回復に資する技術の評価の見直し
歯科医療技術の推進等	新規医療技術の保険導入	<ul style="list-style-type: none"> ◆歯科矯正用アンカースクリューを用いた歯科矯正治療の評価 ◆局部義歯に係るコンビネーション鉤の評価 ◆顎関節治療用装置装着患者に対する訓練等の評価 ほか 	
	先進医療の保険導入等	<ul style="list-style-type: none"> ◆歯科用CAD/CAM装置を用いて製作された歯冠補綴物の評価 ◆歯科CT撮影装置及び手術用顕微鏡を用いた歯根端切除手術の評価 	
	患者の視点に立った歯科医療	◆初再診時における歯科外来診療環境体制加算の見直し	

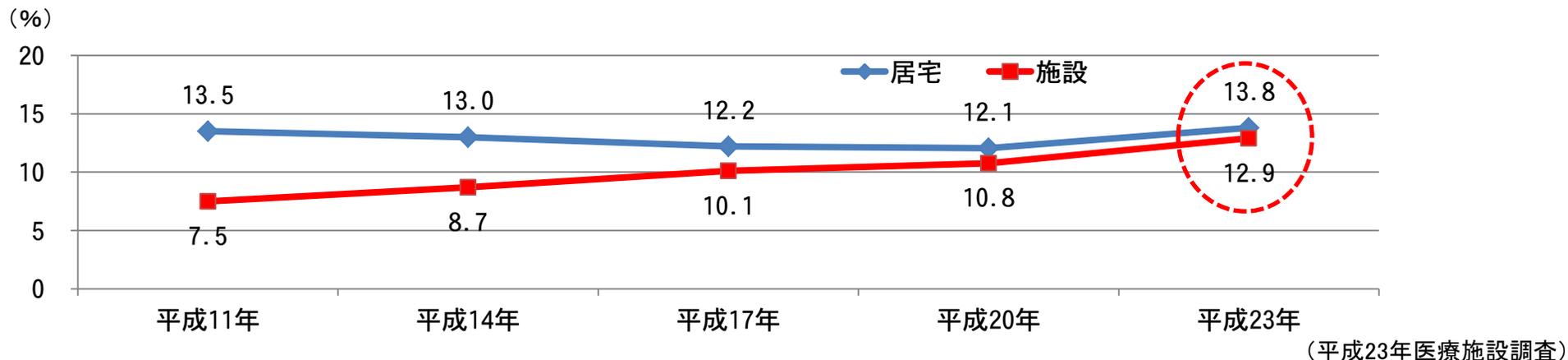
＜重点課題＞

在宅歯科医療の推進等

歯科訪問診療を実施している歯科診療所の割合（訪問先別）

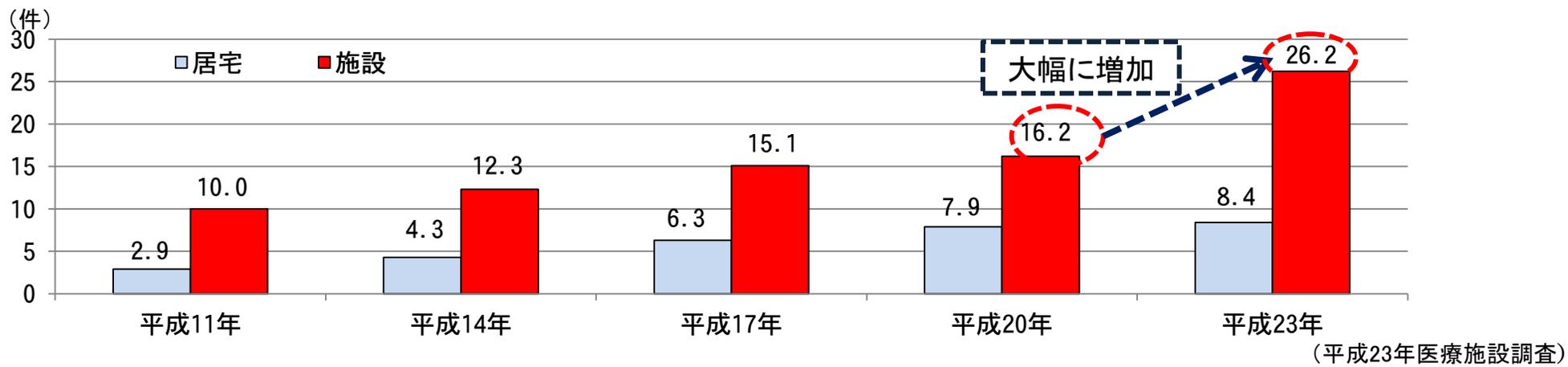
- ・施設において歯科訪問診療を実施している歯科診療所は、調査を重ねるごとに増加している。
- ・居宅において歯科訪問診療を実施している歯科診療所は、減少傾向にあったが、今回調査では増加している。

(改) 中医協 総-3
25.5.29



1 歯科診療所当たりの歯科訪問診療実施件数（毎年9月分）

・1歯科診療所当たりの歯科訪問診療実施件数（9月分）は、調査を重ねるごとに増加しており、特に、施設での増加が顕著



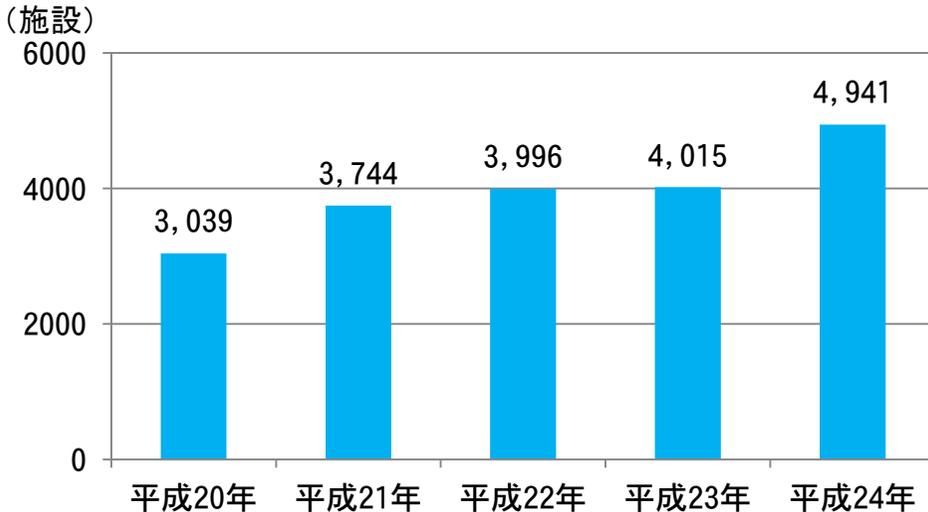
注：平成23年は宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県の全域を除いて算出

◆ 在宅又は社会福祉施設等における療養を歯科医療面から支援する歯科診療所であり、平成20年度改定時に創設

【施設基準】

- 1 歯科訪問診療料を算定していること
- 2 高齢者の心身の特性、口腔機能管理及び緊急時対応に係る研修を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置されていること
- 3 歯科衛生士が配置されていること
- 4 必要に応じて、患者又は家族、在宅医療を担う医師、介護・福祉関係者等に情報提供できる体制を整えていること
- 5 在宅歯科医療に係る後方支援の機能を有する別の保険医療機関との連携体制が確保されていること

<在宅療養支援歯科診療所の届出医療機関数の推移>

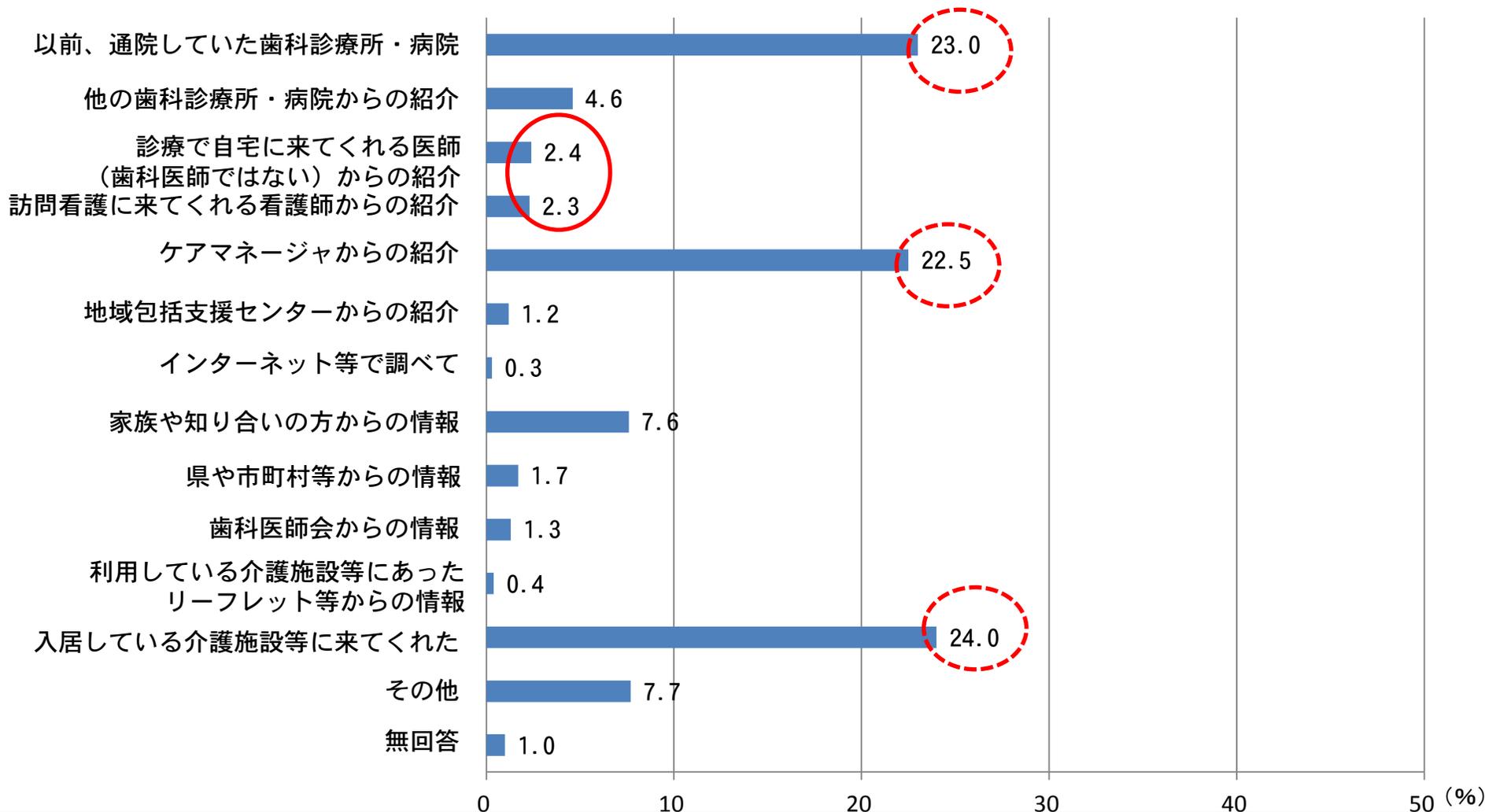


<在宅療養支援歯科診療所の診療報酬上の評価>

	歯援診	歯援診以外
退院時共同指導料 I	600点	300点
歯科疾患在宅療養指導管理料 (口腔機能管理加算)	140点 (+50点)	130点
歯科訪問診療補助加算 【平成24年度改定対応】	同一建物居住者以外の場合:110点 同一居住者の場合: 45点	—

在宅療養支援歯科診療所は増えているものの、全歯科診療所の約7%にとどまっている

歯科訪問診療を行う歯科医師を知ったきっかけ (平成24年度検証調査・患者調査)



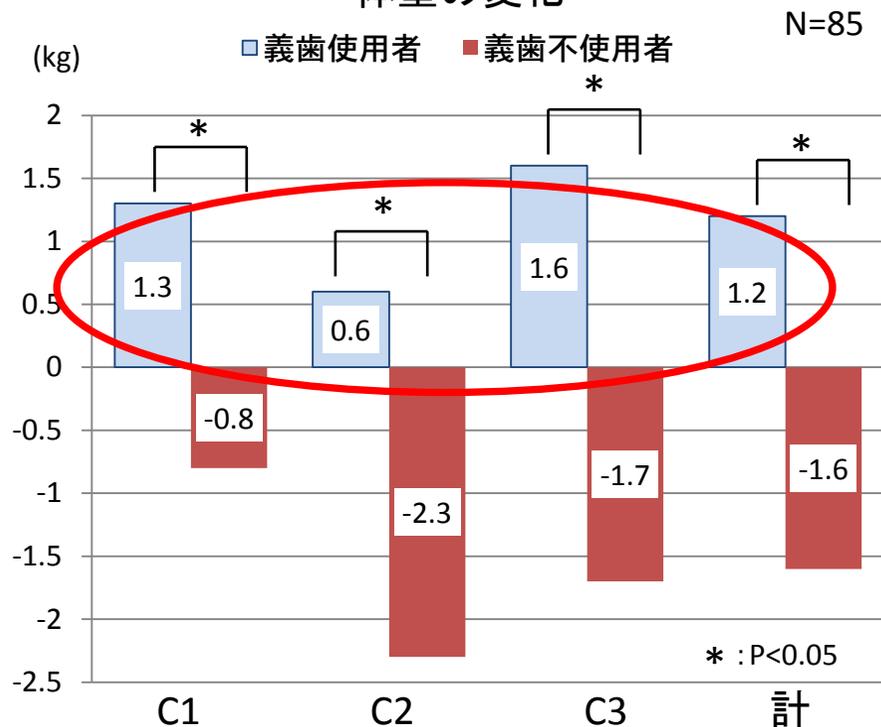
歯科医師を知ったきっかけで、ケアマネージャーからの紹介や通院していた歯科診療所・病院は多いが、医師や看護師からの紹介は少ない。

訪問歯科診療による全身状態への影響

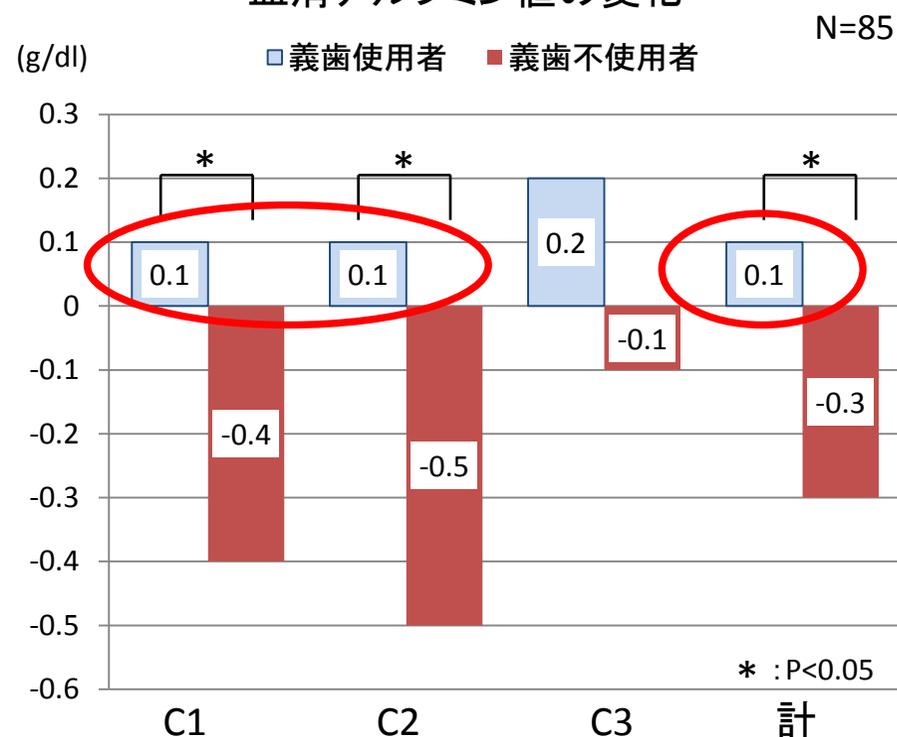
(要介護者に対する義歯治療6か月後の体重と血清アルブミン値の変化)

療養型医療施設入院患者で、アイヒナー分類(咬合支持域の分類)のC群(上下奥歯の接触がなく、咬合が不安定な状態)に該当する85名(平均年齢85.2歳)に対して、義歯治療を行って義歯を使用した者(義歯使用者)と義歯治療を行っていない者(義歯不使用者)の6か月後の体重及び血清アルブミン値を測定

体重の変化



血清アルブミン値の変化



(参考:アイヒナー分類) C1:上下顎に残存歯がある(すれちがい咬合) C2:上下顎のうち片顎が無歯顎 C3:上下顎とも無歯顎

C群に該当する者のうち、義歯使用者は義歯不使用者に比べて、体重や血清アルブミン値が、それぞれ有意に増加している。

在宅歯科医療の推進等①(重点課題)

訪問歯科診療のうち、在宅療養を行っている患者に対する訪問を中心に実施している歯科診療所の評価①

(新)在宅かかりつけ歯科診療所加算 100点 ＜歯科訪問診療1の加算＞

[算定告示]

注12 1について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、在宅において療養を行っている患者に対して歯科訪問診療を実施した場合は、在宅かかりつけ歯科診療所加算として、100点を所定点数に加算する。

次ページ参照

[留意事項通知]

(37)「注12」に規定する在宅かかりつけ歯科診療所加算は、**在宅療養患者**((5)のイ(集合住宅にあっては、**高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条に該当する住宅に限る。)**に入居若しくは入所している患者又は**口のサービスを受けている患者以外**の患者をいう。以下同じ。)に対して歯科訪問診療1を算定した場合に所定点数に加算する。

[施設基準告示]

- (1) 歯科医療を担当する**診療所**である保険医療機関であること。
- (2) 当該診療所で行われる**歯科訪問診療の延べ患者数が月平均5人以上であり、そのうち8割以上が歯科訪問診療1を算定**していること。

在宅歯科医療の推進等②(重点課題)

訪問歯科診療のうち、在宅療養を行っている患者に対する訪問を中心に実施している歯科診療所の評価②

(37)に規定する在宅療養患者(下記以外)

下記などに入居又は入所している複数の患者(5)のイ

- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 有料老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- マンションなどの集合住宅

〔高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条に規定する「サービス付き高齢者向け住宅」に限る。〕

下記などのサービスを受けている複数の患者(5)のロ

- 短期入所生活介護
- 小規模多機能型居宅介護
〔指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第63条第5項に規定する宿泊サービスに限る。〕
- 認知症対応型共同生活介護
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
〔指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第44条第5項に規定する宿泊サービスに限る。〕
- 介護予防認知症対応型共同生活介護

在宅歯科医療の推進等③(重点課題)

在宅歯科医療における医科医療機関と歯科医療機関の連携に係る評価

(新) 歯科医療機関連携加算 100点【医科点数表】

＜診療情報提供料の加算＞

[算定告示]

注13 保険医療機関が、患者の口腔機能の管理の必要を認め、歯科診療を行う他の保険医療機関に対して、患者又はその家族の同意を得て、診療情報を示す文書を添えて、患者の紹介を行った場合は、歯科医療機関連携加算として、100点を所定点数に加算する。

[留意事項通知]

「注13」に規定する歯科医療機関連携加算は、保険医療機関(歯科診療を行う保険医療機関を除く。)が、歯科を標榜する保険医療機関に対して、当該歯科を標榜する保険医療機関において口腔内の管理が必要であると判断した患者に関する情報提供を、以下ア又はイにより行った場合に算定する。なお、診療録に情報提供を行った歯科医療機関名を記載すること。

イ 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に属する医師が、訪問診療を行った栄養障害を有する患者について、歯科訪問診療の必要性を認め、**在宅療養支援歯科診療所に対して**情報提供を行った場合

在宅歯科医療の推進等④(重点課題)

歯科訪問診療2の見直し及び歯科訪問診療3の新設等①

(現 行)				(改定後)			
		同一の建物に居住する患者数		同一の建物に居住する患者数			
		1人	2人以上	1人	2人以上9人以下	10人以上	
患者1人につき診療に要した時間	20分以上	歯科訪問診療1 【850点】	歯科訪問診療2 【380点】	歯科訪問診療1 【866点】	歯科訪問診療2 【283点】		
	20分未満	歯科初・再診料 【218点、42点】		歯科訪問診療3 【143点】			

歯科訪問診療料

1	歯科訪問診療 1	850点	➡	866点	(うち、消費税対応分+16点)
2	歯科訪問診療 2	380点	➡	283点	(うち、消費税対応分+3点)
(新) 3	歯科訪問診療 3			143点	(うち、消費税対応分+3点)

在宅患者等急性歯科疾患対応加算

イ	同一建物居住者以外の場合	170点	
ロ	同一建物居住者(同一日に5人以下)	85点	➡ 同一建物居住者 55点
ハ	同一建物居住者(同一日に6人以上)	50点	

在宅歯科医療の推進等⑤(重点課題)

歯科訪問診療2の見直し及び歯科訪問診療3の新設等②

[算定告示]

2 歯科訪問診療2

注2 2については、**在宅等において療養を行っている患者(同一建物居住者に限る。)**であって通院が困難なものに対して、当該患者が居住する建物の屋内において、当該保険医療機関が、次のいずれかに該当する歯科訪問診療(診療時間が20分以上の場合に限る。ただし、当該患者の容体が急変し、やむを得ず治療を中止した場合においては、この限りでない。)を行った場合**(同一日に9人以下)**に算定する。この場合において、初診料又は再診料は、算定しない。

イ・ロ(略)

3 歯科訪問診療3

注3 3については、**在宅等において療養を行っている患者(同一建物居住者に限る。)**であって通院が困難なものに対して、当該患者が居住する建物の屋内において、当該保険医療機関が、次のいずれかに該当する歯科訪問診療を行った場合**(同一日に10人以上)**又は在宅等において療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、当該患者が居住する建物の屋内において、当該保険医療機関が次のいずれかに該当する歯科訪問診療**(診療時間が20分未満の場合に限る。)**を行った場合に算定する。この場合において、初診料又は再診料は、算定しない

イ・ロ(略)

在宅歯科医療の推進等⑥(重点課題)

歯科訪問診療2の見直し及び歯科訪問診療3の新設等③

[留意事項通知]

(38)「2 歯科訪問診療2」又は「3 歯科訪問診療3」を算定した場合であって、在宅療養患者以外の患者に対して歯科訪問診療を実施した場合は、歯科訪問診療を実施した日の属する月に、歯科訪問診療を行った日時及び訪問診療を行った歯科医師の氏名が記載された文書を患者若しくはその家族又は介護施設職員等の関係者のいずれかに提供するとともに、提供文書の写しを保険医療機関に保管する。なお、同一施設において、歯科訪問診療を実施した日の属する月に「2 歯科訪問診療2」又は「3 歯科訪問診療3」を複数回算定した場合であって、患者又はその家族以外の介護施設職員等に当該文書を提供するときは、その提供先を明確にした上で、施設を単位として一覧表で作成しても差し支えない。

(一覧表の例)

介護老人保健施設××苑 ○年○月歯科訪問診療実績表

	患者氏名	歯科訪問診療日時	担当歯科医師名	備考
1	厚生 一郎	○月○日 ○時○分～○時○分	労働 花子	△△△
2
3

在宅歯科医療の推進等⑦(重点課題)

歯科訪問診療時の著しく歯科診療が困難な者に対する評価の見直し

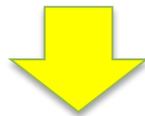
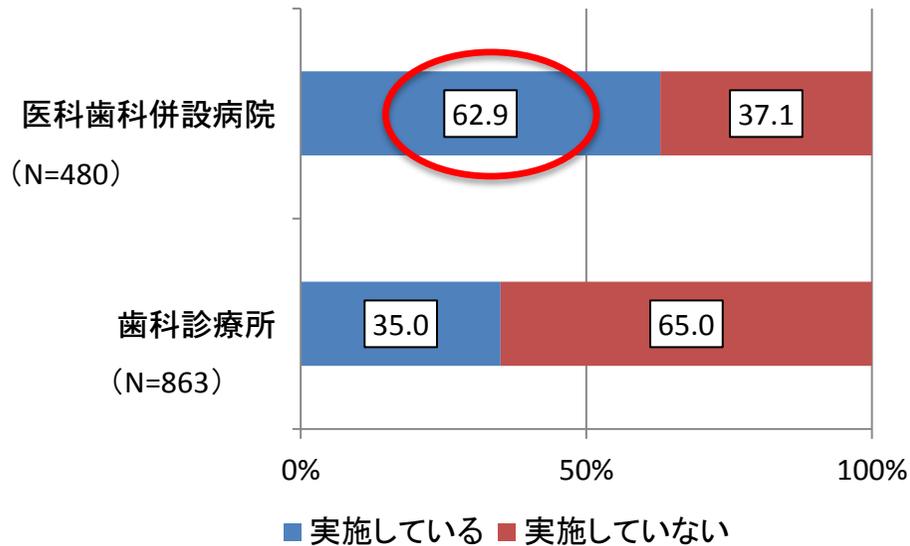
改定前	改定後
<p>【処置 通則】</p> <p>8 区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料を算定した患者又は著しく歯科診療が困難な者に対して訪問診療を行った場合に、当該訪問診療に基づき併せて処置(区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料を算定した患者については、区分番号I005に掲げる抜髄及び区分番号I006に掲げる感染根管処置に限る。)を行った場合は、当該処置の所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。</p>	<p>【処置 通則】</p> <p>8 区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料<u>及び同注5に規定する加算を算定する患者に対して、歯科訪問診療時に処置(区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料のみを算定する患者は、区分番号I005に掲げる抜髄及び区分番号I006に掲げる感染根管処置に限る。)</u>を行った場合は、当該処置の所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。</p> <p><u>手術、歯冠修復及び欠損補綴の通則についても同様の改正を行う。</u></p>

<重点課題>

周術期における口腔機能の管理等、
医療機関相互の連携

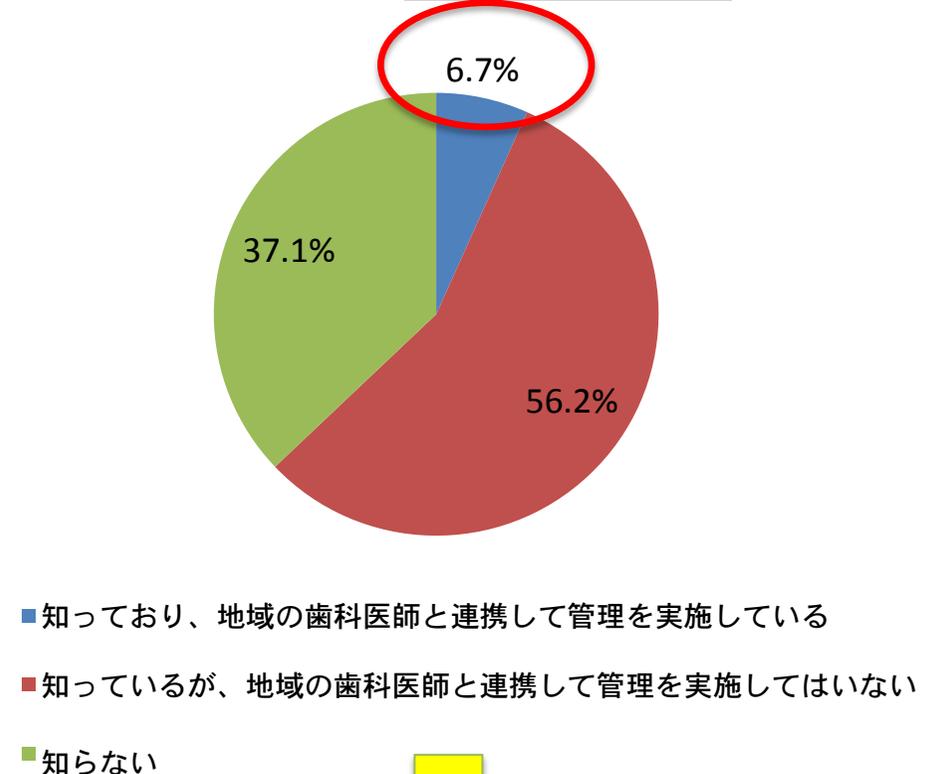
周術期における口腔機能管理の実施状況等

歯科医療機関(歯科標榜病院・歯科診療所)票



医科歯科併設病院の方が取り組みが進んでいることが示された。

医科医療機関(歯科標榜なし病院)票



周術期口腔機能管理料を知っており、地域の歯科医療機関と連携して、管理を実施している医科医療機関(歯科標榜なし)は6.7%と少ない。